

福井県建築基準条例

	昭和 36 年 4 月 7 日	福井県条例第 21 号
改正	昭和 47 年 3 月 23 日	福井県条例第 20 号
改正	昭和 52 年 10 月 1 日	福井県条例第 47 号
改正	平成 4 年 3 月 26 日	福井県条例第 2 号
改正	平成 5 年 3 月 25 日	福井県条例第 22 号
改正	平成 8 年 10 月 14 日	福井県条例第 40 号
改正	平成 12 年 3 月 21 日	福井県条例第 84 号
改正	平成 13 年 3 月 26 日	福井県条例第 29 号
改正	平成 14 年 10 月 11 日	福井県条例第 64 号
改正	平成 15 年 3 月 12 日	福井県条例第 27 号
改正	平成 16 年 6 月 24 日	福井県条例第 48 号
改正	平成 17 年 3 月 24 日	福井県条例第 39 号
改正	平成 18 年 12 月 25 日	福井県条例第 60 号
改正	平成 19 年 7 月 20 日	福井県条例第 52 号
改正	平成 19 年 10 月 15 日	福井県条例第 61 号
改正	平成 27 年 3 月 12 日	福井県条例第 25 号
改正	平成 30 年 3 月 22 日	福井県条例第 19 号
改正	平成 30 年 9 月 20 日	福井県条例第 36 号

目 次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害危険区域等における建築物（第 3 条―第 3 条の 3）

第 2 章の 2 長屋および共同住宅（第 4 条）

第 3 章 特殊建築物

第 1 節 木造建築物等である共同住宅および寄宿舍（第 5 条・第 6 条）

第 2 節 百貨店（第 7 条・第 8 条）

第 3 節 自動車の車庫および修理工場（第 9 条―第 12 条）

第 4 節 公衆浴場（第 13 条―第 16 条）

第 5 節 興行場（第 17 条―第 22 条）

第 4 章 特別の配慮を要する特殊建築物（第 23 条―第 29 条）

第 5 章 日影による中高層建築物の高さの制限（第 30 条）

第 5 章の 2 道に関する基準（第 30 条の 2・第 30 条の 3）

第 6 章 雑則（第 31 条―第 34 条）

第 7 章 罰則（第 35 条）

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項および第 2 項、第 40 条（第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 43 条第 3 項ならびに第 56 条の 2 第 1 項の規定による建築物の建築等に関する制限その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 47 条例 20・全改、昭 52 条例 47・平 12 条例 84・平 30 条例 36・一部改正)

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、法および建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

第 2 章 災害危険区域等における建築物

(災害危険区域の指定)

第 3 条 法第 39 条第 1 項の規定により災害危険区域に指定する区域（以下「災害危険区域」という。）は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。）とする。

(昭 47 条例 20・追加、平 16 条例 48・平 27 条例 25・一部改正)

(災害危険区域内の建築物)

第 3 条の 2 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の基礎および主要構造部は、鉄筋コンクリート造またはこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖（勾配が 30 度をこえる傾斜地をいう。次条において同じ。）に直接面していないものでなければならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。

(昭 47 条例 20・追加、平 30 条例 36・一部改正)

(崖付近の建築物)

第 3 条の 3 高さ 3 メートルを超える崖の下端に隣接する崖以外の土地に建築物(居室を有する建築物であつて災害危険区域内または土砂災害特別警戒区域内にあるものを除く。)を建築する場合であつて、崖の上端からの水平距離が、崖の高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築し、もしくは建築物の敷地を造成するとき、または高さ 3 メートルを超える崖の上端に隣接する崖以外の土地に建築物(居室を有する建築物であつて災害危険区域内にあるものを除く。)を建築する場合にあつては、崖の下端からの水平距離が、崖の高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築し、もしくは建築物の敷地を造成するときは、崖の形状もしくは土質または建築物の位置、規模もしくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、崖の形状または土質により安全上支障がない場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、崖の上端に隣接する崖以外の土地に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎が崖の崩壊に影響を及ぼさないとき、および崖の下端に隣接する崖以

外の土地に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造もしくはこれに類する構造とし、または崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。

（昭 47 条例 20・追加、平 16 条例 48・平 30 条例 36・一部改正）

第 2 章の 2 長屋および共同住宅

（長屋および共同住宅）

第 4 条 都市計画区域および準都市計画区域内の長屋の各戸の主要な出入口または共同住宅の主要な出入口は、道路または 2 メートル以上の幅員をもつて道路に通じる敷地内の通路に面しなければならない。

2 長屋（準耐火建築物を除く、主要構造部の政令第 109 条の 4 の規定する部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（以下「木造建築物等」という。）に限る。）は、4 戸建以下で、かつ、階数は、2 以下でなければならない。

（昭 47 条例 20・旧第 3 条繰り下げ、平 5 条例 22・平 13 条例 29・平 19 条例 61・一部改正）

第 3 章 特殊建築物

第 1 節 木造建築物等である共同住宅および寄宿舍

（2 階に設ける共同住宅および寄宿舍）

第 5 条 床面積が 100 平方メートルを超える木造建築物等である共同住宅および寄宿舍は、主要構造部が耐火構造でない工場の作業場の階に設けてはならない。

（平 13 条例 29・一部改正）

（共同炊事場）

第 6 条 木造建築物等である共同住宅（準耐火建築物を除く。）または寄宿舍（準耐火建築物を除く。）の火気を使用する共同炊事場は、階段下に設けてはならない。

（昭 47 条例 20・全改、平 5 条例 22・一部改正、平 13 条例 29・一部改正）

第 2 節 百貨店

（敷地と道路との関係）

第 7 条 百貨店でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以上のものは、2 以上の道路に面しなければならない。ただし、敷地がその周囲の長さの 3 分の 1 以上道路に接している場合は、この限りでない。

2 前項の道路で主要な道路の幅員は、10 メートル以上でなければならない。

（屋外への出入口）

第 8 条 百貨店の客用の屋外への出入口は、道路に面し、その前面には間口がそれぞれの出入口の幅員の合計以上、かつ、奥行が道路境界から 3 メートル以上で道路に接する空地を設けなければならない。

- 2 前項の空地内には主要構造部が耐火構造で床面からの高さが3.5メートル以上にある建築物の部分をつくることができる。

第3節 自動車の車庫および修理工場

(自動車の出入口)

第9条 自動車の車庫(消防の用に供する自動車の車庫および床面積の合計が50平方メートル以下の自動車の車庫を除く。)および修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。

- 一 幅員6メートル未満の道路
- 二 道路上に設ける電車停留所、引返し場、安全地帯、横断歩道もしくは橋詰めまたは踏切から10メートル以内の道路
- 三 道路の交差点または曲がり角から5メートル以内の道路
- 四 小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から20メートル以内の道路

(平30条例19・平30条例36・一部改正)

(前面空地)

第10条 自動車の車庫および修理工場の自動車の出入口の前面には、奥行1メートル以上の空地を設けなければならない。

(上階を有する車庫等の構造)

第11条 その用途に供する部分の床面積が100平方メートルを超える自動車の車庫および修理工場で、直上階の床面積が100平方メートルを超えるものまたは直上に2以上の階があるものは、その用途に供する部分を耐火構造とし、その他の部分との区画の開口部には特定防火設備を設けなければならない。

(平13条例29・一部改正)

(他の用途部分との区画)

第12条 前条に規定する場合を除くほか、建築物の一部に自動車の車庫または修理工場を設ける場合は、その部分とその他の部分とを、準耐火構造とした壁または法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(以下「防火設備」という。)で区画しなければならない。

(平5条例22・一部改正、平13条例29・一部改正)

第4節 公衆浴場

(屋根)

第13条 公衆浴場の屋根は、不燃材料で造り、またはふかななければならない。

(煙突)

第14条 公衆浴場の煙突は、その高さを地盤面上15メートル以上としなければならない。

(火たき場)

第15条 公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料でおおい、直上階の床(直上階を有する場合に限る。)を準耐

火構造とし、または天井を不燃材料でおおい、開口部には防火設備を設けなければならない。

(平 13 条例 29・一部改正)

(灰捨て場)

第 16 条 公衆浴場の灰捨て場は、耐火構造としなければならない。

(昭 47 条例 20・全改)

第 5 節 興行場

(敷地と道路との関係)

第 17 条 劇場、映画館および演芸場（以下「興行場」という。）の敷地は、客席の床面積に応じて次の表にかかげる幅員の道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200 平方メートル以下のもの	4 メートル以上
200 平方メートルをこえるもの	6 メートル以上

2 前項の敷地は、その周囲の長さの 8 分の 1 以上が同項の道路に接しなければならない。ただし、公園広場その他の空地に避難上有効に接する場合は、この限りでない。

(前面空地)

第 18 条 興行場には主要な出入口の前面に道路に接する空地（以下「前面空地」という。）を設けなければならない。

2 前面空地の奥行は、客席の床面積の合計が 200 平方メートル以下のものは 2 メートル、200 平方メートルをこえるものは、60 平方メートルを増すごとに 15 センチメートルを加算した数値以上とし、道路に接する部分の長さは、4 メートル以上としなければならない。

3 第 8 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

(側面空地)

第 19 条 興行場には主要客席の両側に沿って第 17 条の道路または公園もしくは広場の類に避難上有効に通じる空地（以下「側面空地」という。）を設けなければならない。

2 前条第 2 項の奥行についての規定は、側面空地の幅員に準用する。

3 第 8 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

4 興行場が耐火建築物で避難上、防火上支障のない場合は、側面空地を片側のみとすることができる。

5 次に掲げる道路または廊下は、側面空地とみなす。

一 主要客席に沿う道路

二 主要客席の側面に接して幅員が第 2 項の規定による数値を有し、客席との出入口に特定防火設備を設けた耐火構造の廊下

(平 13 条例 29・一部改正)

(客用の出入口)

第 20 条 興行場の主要な出入口は、第 17 条の道路に面し、その他の出入口は、前面空地

または側面空地に面しなければならない。

(客席の段床)

第 21 条 興行場の客席に設ける段床は、その床幅 80 センチメートル以上、各段の高さ 50 センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を横断する通路で高さが 3 メートルをこえる場合は、高さ 3 メートル以内ごとに、廊下または階段に通じるずい道または横断通路を設けなければならない。

(廊下および通路)

第 22 条 興行場の廊下および客席内の通路には段を設けてはならない。ただし、客席の段床を縦断する通路、その他やむを得ない場合においては、この限りでない。

第 4 章 特別の配慮を要する特殊建築物

(平 8 条例 40・追加)

(適用の範囲)

第 23 条 この章の規定は、次に掲げる特殊建築物に適用する。

- 一 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、児童福祉施設等、公会堂または集会場の用途に供する建築物
- 二 飲食店（料理店、キャバレーその他これらに類するものを含む。）の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のものを除く。）
- 三 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以下のものを除く。）
- 四 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、公衆浴場、ホテルまたは旅館の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以下のものを除く。）
- 五 共同住宅または寄宿舎の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1, 500 平方メートル以下のものを除く。）
- 六 第 2 号および第 3 号の用途に併せて供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以下のものを除く。）
- 七 第 2 号および第 4 号の用途、第 3 号および第 4 号の用途または第 2 号、第 3 号および第 4 号の用途に併せて供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以下のものを除く。）

(平 8 条例 40・追加)

(利用者用の出入口等)

第 24 条 前条各号の用途に供する建築物の利用者（以下「利用者」という。）の用に供する避難階における直接屋外に通じる主要な出入口（前条第 5 号に掲げる建築物にあつては、共用のものに限る。）は、その一以上を次に掲げる構造としなければならない。

- 一 幅は、80 センチメートル以上であること。
 - 二 床面には、通行の際に支障となる段差を設けないこと。
- 2 利用者の用に供する居室の主要な出口（前条第 5 号に掲げる建築物にあつては、共用

のものに限る。)は、それぞれその一以上を前項各号に掲げる構造としなければならない。

(平8条例40・追加)

(利用者用の敷地内の通路)

第25条 前条第1項の出入口と道路との間の利用者の用に供する通路は、その一以上を次に掲げる構造としなければならない。

- 一 幅員は、1.2メートル以上であること（政令第128条の規定により、当該通路の幅員を1.5メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合にあつては、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。
 - イ 幅は、1.2メートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上であること。
 - ロ こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。
 - ハ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあつては、当該高低差が75センチメートル以内ごとに踏幅が1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(平8条例40・追加)

(利用者用の廊下等)

第26条 利用者の用に供する廊下その他これに類するもの（第23条第5号に掲げる建築物にあつては、共用のものに限る。）は、次に掲げる構造としなければならない。

- 一 幅は、1.2メートル以上であること（政令第119条の規定により、廊下の幅を同条の表に掲げる数値以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合にあつては、前条第2号に掲げる構造の傾斜路を設けること。
- 三 次に掲げる建築物にあつては、手すりを設けること。
 - イ 病院
 - ロ 診療所
 - ハ 児童福祉施設等のうち身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設および視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設

(平8条例40・追加、平18条例60・一部改正)

(利用者用の階段)

第27条 利用者の用に供する階段（第23条第5号に掲げる建築物にあつては、共用のものに限る。）は、回り段としてはならない。

(平8条例40・追加、平13条例29・一部改正)

(制限の緩和)

第28条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第24条から前条までの規定は、適用しない。

- 一 第24条から前条までの規定に適合する建築物と同等以上に安全上支障がないと特定行政庁が認めるもの
- 二 敷地その他の状況について、知事が定める基準に照らしてやむを得ないと特定行政

庁が認めるもの

(平 8 条例 40・追加)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 29 条 特定行政庁は、法第 3 条第 2 項の規定により第 24 条から第 27 条までの規定の適用を受けない第 23 条各号に掲げる建築物またはその部分（法第 3 条第 3 項第 1 号もしくは第 5 号に該当する建築物もしくはその部分を除く。次項において同じ。）について増築または改築をする場合においては、当該増築または改築をする部分以外の部分に対しては、第 24 条から第 27 条までの規定による制限を緩和することができる。

2 特定行政庁は、法第 3 条第 2 項の規定により第 24 条から第 27 条までの規定の適用を受けない第 23 条各号に掲げる建築物またはその部分について大規模の修繕または大規模の模様替えをする場合においては、第 24 条から第 27 条までの規定による制限を緩和することができる。

(平 8 条例 40・追加)

第 5 章 日影による中高層の建築物の高さの制限

(昭 52 条例 47・追加、平 8 条例 40・旧第 3 章の 2 線下)

(法第 56 条の 2 第 1 項の条例で指定する区域、平均地盤面からの高さおよび号)

第 30 条 法第 56 条の 2 第 1 項の規定により条例で指定する区域は、次の表の上欄に掲げる区域とし、同項の条例で指定する平均地盤面からの高さおよび号は、同表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる高さおよび下欄に掲げる号とする。

区 域	高 さ	号
第 1 種低層住居専用地域の全部		(二)
第 2 種低層住居専用地域の全部		(二)
田園住居地域の全部		(二)
第 1 種中高層住居専用地域の全部	四メートル	(二)
第 2 種中高層住居専用地域の全部	四メートル	(二)
第 1 種住居地域の全部	四メートル	(二)
第 2 種住居地域の全部	四メートル	(二)
準住居地域の全部	四メートル	(二)

(昭 52 条例 47・追加、平 5 条例 22・一部改正、平 8 条例 40・旧第 22 条の 2 線下、平 14 条例 64・一部改正、平 30 条例 19・追加)

第 5 章の 2 道に関する基準

(平 15 条例 27・追加)

(道路の位置の指定)

第 30 条の 2 政令第 144 条の 4 第 2 項の規定により条例で定める基準は、都市計画区域および準都市計画区域に限り、次に掲げるとおりとする。

一 延長が 35 メートルを超える袋路状道路は、終端および区間 35 メートル以内ごとに知事が別に定める自動車の転回広場を設けたものであること（幅員が 6 メートル以

上の場合を除く。)

- 二 道が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈曲する個所で、その内角が 120 度未満となる角地に設けるすみ切りの辺の長さは、その交差角および道路の幅員に応じ、知事が別に定めるものであること（周囲の状況によりやむを得ない場合またはその必要がないと認められる場合を除く。)
- 三 縦断勾配が 9 パーセント以下であること（周囲の状況によりやむを得ないと認められる場合を除く。)
- 四 雨水の排水に必要な横断勾配を設けたものであること。

(平 15 条例 27・追加、平 19 条例 61・一部改正)

(道路の位置の表示)

第 30 条の 3 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置の指定を受けたときは、当該道路を築造した者は道路の位置を標示するためのコンクリート造または石造のくいを設置しなければならない。ただし、側溝、縁石等により道路の境界が明確である場合は、この限りでない。

(平 15 条例 27・旧第 35 条)

第 6 章 雑 則

(平 12 条例 84・追加)

(確認申請等の取下げ)

第 31 条 法の規定により、建築主事に確認の申請をした者または知事に許可の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、建築主事または知事にその旨を届け出なければならない。

(平 12 条例 84・追加、平 13 条例 29・平 14 条例 64・平 17 条例 39・一部改正、平 19 条例 52・全改)

(工事取りやめ)

第 32 条 建築物、建築設備または工作物（以下「建築物等」という。）の確認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。

(平 12 条例 84・追加)

(建築主等の変更)

第 33 条 確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。

- 2 建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。

(平 12 条例 84・追加)

(私道の変更または廃止)

第 34 条 法第 42 条第 1 項第 3 号もしくは第 5 号または同条第 2 項の道を変更し、または廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければな

らない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公告するものとする。

(平 12 条例 84・追加)

第 7 章 罰 則

(平 8 条例 40・旧第 4 章繰下、平 12 条例 84・旧第 6 章繰下)

(罰 則)

第 35 条 第 3 条の 2 から第 22 条までおよび第 24 条から第 27 条までの規定に違反した場合における当該建築物または工作物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物または工作物の工事施工者）は、20 万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主または工作物の築造主の故意によるものであるときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主または工作物の築造主に対しても前項の刑を科する。

- 3 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前 2 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して本条の刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人または人については、この限りでない。

(昭 47 条例 20・昭 52 条例 47・平 4 条例 2・一部改正、平 8 条例 40・旧第 23 条繰下・一部改正、平 12 条例 84・旧第 31 条繰下・平 15 条例 27 旧第 36 条繰上)

附 則

この条例は、昭和 36 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年条例第 20 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年条例第 47 号)

この条例は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年条例第 2 号)

この条例は、平成 4 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 5 年条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画法および建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 22 条の 2 の規定の適用については、改正法附則第 4 条の規定が適用される間は、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年条例第 40 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 84 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 31 条第 2 項の改正規定は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 64 号）

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 31 条第 2 項の改正規定（「第 53 条」の下に「第 4 項もしくは」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 27 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 48 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 39 号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条中福井県建築基準条例第 31 条第 2 項の改正規定（「第 87 条第 2 項または第 3 項」を「第 87 条第 2 項もしくは第 3 項または法第 88 条第 2 項」に改める部分、「第 59 条の 2 第 1 項」の下に「、法第 67 条の 2 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号もしくは第 9 項第 2 号」を加える部分および「、法第 86 条の 2 第 2 項」を「または法第 86 条の 2 第 2 項」に改め、「または法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書もしくは第 12 項ただし書、法第 51 条もしくは法第 87 条第 2 項もしくは第 3 項中法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書もしくは第 12 項ただし書もしくは法第 51 条に関する部分」を削る部分に限る。） 公布の日
- 2 第 1 条中福井県建築基準条例第 31 条第 2 項の改正規定（「第 52 条第 9 項、第 10 項もしくは第 13 項」を「第 52 条第 10 項、第 11 項もしくは第 14 項」に、「第 57 条の 2 第 3 項」を「第 57 条の 5 第 3 項」に改め、「第 56 条の 2 第 1 項ただし書」の下に「、法第 57 条の 4 第 1 項ただし書」を加える部分および「第 85 条第 3 項もしくは第 4 項」を「第 85 条第 3 項もしくは第 5 項」に改める部分に限る。） および第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日

附 則（平成 18 年条例第 60 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の第 26 条第 3 号の規定の適用については、同号ハ中「または障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設」とあるのは「、障

害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設または障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設」とする。

附 則（平成 19 年条例第 52 号）

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 61 号）

この条例は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 19 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。